

国立大学法人筑波技術大学中期目標・中期計画一覧表

中期目標	中期計画
<p>(前文)</p> <p>大学の基本的な目標</p> <p>国立大学法人筑波技術大学（以下「筑波技術大学」という。）は、聴覚・視覚障害者を対象とする我が国唯一の高等教育機関として、これからの知識基盤社会に対応するため、個々の学生の障害特性に配慮した教育を通じて、幅広い教養と専門的、応用的能力をもつ専門職業人を養成し、両障害者が社会的自立を果たし自ら障害を持つリーダーとして社会貢献できる人材の育成を図るとともに、新しい教育方法の研究と実践を通して国内外の障害者教育の発展に資することを基本的な目標とする。</p> <p>この基本的な目標を踏まえ、高等教育の内容に関わる各専門分野の研究の推進を図るとともに、最新の科学技術を利用して聴覚・視覚の障害を補償する教育方法・システム等を開発し情報授受のバリアのない教育環境の構築に努める。</p> <p>また、聴覚・視覚障害学生を受け入れている他大学等に対する支援や、世界各国の高等教育機関との障害者に係る教育研究に関する国際交流活動等を推進する。</p> <p>さらに、東洋医学と西洋医学を統合した教育研究を推進するとともに、特色ある医療活動を通じて地域医療に貢献する。</p> <p>筑波技術大学は、これらの目標をより高いレベルで達成していくために、大学院設置を視野に教育研究の充実を図る。</p>	
<p>I 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織</p> <p>1 中期目標の期間</p> <p>平成17年10月1日から平成22年3月31日までの4年6月の間とする。</p>	
<p>2 教育研究上の基本組織</p> <p>この中期目標を達成するため、別表に記載する学部を置く。</p>	

<p>II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標</p> <p>聴覚・視覚障害を補償した教育を通じて、幅広く深い教養、高い公共性・倫理性及び総合的な判断力、生涯にわたって学習するための基本的素養を身につけさせるとともに、技術の高度化、専門化に柔軟に対応できる専門的知識・技術とその応用能力を育成し、各専門の分野において社会に参画・貢献できる専門職業人を養成する。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>○各年度の学生収容定員は別表のとおりとする。</p> <p>○教養教育の成果に関する具体的目標の設定</p> <p>幅広く深い教養及び総合的な判断力、生涯にわたって学習し、社会人として活躍しうる基本的素養を身に付けさせる。</p> <p>また障害関係科目により障害の理解・克服を促すとともに、障害補償演習や言語・情報関係教育を通じて、情報化、国際化の進展に対応できるコミュニケーション・スキルを高める。</p>
	<p>○専門教育の成果に関する具体的な目標の設定</p> <p>各専門分野の技術の高度化、専門化に柔軟に対応できる専門的知識・技術とその応用能力を育成するとともに、社会に積極的に参画・貢献できる専門職業人を養成する。</p>
	<p>○卒業後の進路等に関する具体的目標の設定</p> <p>産業技術学部では情報、システム、デザイン関係、保健科学部では保健、情報関係の専門職業人・技術者としての就職を確保するため、インターンシップなどを通して職業指導の充実を図るとともに、産業界との連携に努める。また、国家試験など資格試験の合格率を高い水準に維持する。なお、学習意欲の高い学生には大学院等への進学も奨励する。</p>
	<p>○教育の成果・効果の検証に関する具体的方策</p> <p>教員相互の授業評価や学生による授業評価等の結果を活用し、教育指導等の改善に努めるため評価委員会を設け、教育の成果や効果を検証し、評価の内容を教員と学生にフィードバックすることにより授業の改善や就職・進路指導の改善を図る。また教育成果の評価法に関する研究プロジェクトを立ち上げ、研究成果をまとめる。</p>
<p>(2) 教育内容等に関する目標</p> <p>筑波技術大学の理念を踏まえ、アドミッション・ポリシーを明確にし、これに応じた学生の受け入れを図る。また、教育目的・目標に則して、教育課程を編成し、体系的な授業内容を提供し、教育課程や個々の授業の特性に合致した授業形態、学習指導法等を行うとともに、成績評価基準を明確にする。</p> <p>さらに、聴覚・視覚に障害を持つ社会人に再教育の場を提供する。</p>	<p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>○アドミッション・ポリシーに応じた入学選抜を実現するための具体的方策</p> <p>アドミッション・ポリシーを策定し、適切かつ広範な広報活動を実施し、入学募集基準や教育内容の周知を図る。また、入学資格や受け入れ方針、障害の特性や自立意欲などの評価法及び基準の検討を行い、社会人の受け入れを含めて入学選抜方法の改善を検討する。さらに、研究生、科目等履修生の受け入れの拡大を図る。</p>

	<p>○教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策</p> <p>教養教育，専門基礎教育，専門教育を関連させ，一貫性のある教育課程を編成する。特に，専門教育については，個々の学生の適性や目標に応じた学習プログラムに対応できるように，幾つかの専攻やコース，履修モデルを作成し，選択性を高める。また，教育課程に関する学生の評価や定着状況等を踏まえて，その改善を図る。</p>
	<p>○授業形態，学習指導法等に関する具体的方策</p> <p>障害に配慮したきめ細かい指導ができるように，TA導入などを含め，能力別や少人数のクラス編成に必要な実施体制を整える。また，他大学との単位互換，留学の奨励，インターンシップなどにより，本学以外の教育資源の活用を図る。</p> <p>さらに，シラバスの内容を毎年見直すとともに，それぞれの項目が授業の内容を適切に表しているかを検討する。</p>
	<p>○適切な成績評価等の実施に関する具体的方策</p> <p>すべての授業について明確な成績評価基準を策定し，学生に公表する。</p>
<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標</p> <p>教育目的・目標の実現を図るために，授業内容及び方法の改善に必要な教育体制及び教育支援体制を整え，授業担当教員を対象とした組織的な研修の推進を図る。</p> <p>また，授業評価の結果を教育の質の向上及び改善の取り組みに結びつける。</p>	<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置</p> <p>○適切な教職員の配置等に関する具体的方策</p> <p>専門教育系の教員も必要に応じて教養教育を担当するなど，教養教育系と専門教育系の科目の領域を越えた科目担当を実施する。</p> <p>大学の基本的な目標を達成するための効果的な教員の配置，役割分担を検討する。</p>
	<p>○教育に必要な設備，図書館，情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策</p> <p>聴覚・視覚の障害を補償する設備を充実するとともに，自由にアクセスできる情報システムやインターネットを十分に活用できる学習環境を整える。また，附属図書館においては，図書全般の充実を図るとともに，聴覚・視覚障害関係の図書や教養教育のための図書の充実に努める。</p>
	<p>○教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策</p> <p>評価委員会による評価結果を予算配分，昇格人事等に活用する。</p>

	<p>○教材，学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策</p> <p>障害を補償した効果的な指導方法の改善・開発をさらに推進するとともに，教材，学習指導法，障害の理解，コミュニケーション・情報保障のスキル（手話，点字，保障機器使用等）等に関する全学的なFDを定期的実施する。また，新任教員に対して，障害の理解や効果的な指導法に関する研修を実施する。</p>
	<p>○全国共同教育，学内共同教育等に関する具体的方策</p> <p>インターンシップ，放送大学や他大学との単位互換，学外（海外を含む）とのリアルタイムの双方向学習を推進する。</p>
	<p>○学部等の教育実施体制等に関する特記事項</p> <p>聴覚・視覚障害者の学習能力を伸長させるため，両障害者の特性に配慮した高等教育プログラム及びコミュニケーション教育プログラムの開発研究を進め，障害に適合した教材・教具・資料等の作成や収集，データベース化などについて，全国の聴覚・視覚障害学生が学ぶ大学等の高等教育機関への普及・支援の充実に努める。</p>
<p>(4) 学生への支援に関する目標</p> <p>学習・生活に関する相談・助言の体制を整え，障害に係わるニーズに配慮しながら，学生への支援を効果的に行う。</p>	<p>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>○学生相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策</p> <p>個々の学生の障害の状態や能力を的確に把握するとともに，各授業担当教員が学生からの意見や要望に対応するためオフィスアワーを設けるなど，学習・生活支援を進めるための体制を整える。</p>
	<p>○就職支援等に関する具体的方策</p> <p>新たな就職先の開拓，進路・就職に関する講演会等の充実，学生のコミュニケーション特性に応じた面接指導，就職後のフォローアップ等を推進する。</p>
	<p>○経済的支援に関する具体的方策</p> <p>学費猶予，免除制度を活用するとともに，種々の奨学金等に関する情報の収集に努め，学生に提供する。</p>
	<p>○社会人・留学生に対する配慮</p> <p>社会人や留学生の受け入れを積極的に進め，その学習・生活を支援する活動を充実させる。</p>

<p>2 研究に関する目標</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標</p> <p>筑波技術大学の特色である障害者高等教育に関する研究を国際的水準で展開し、その研究成果を他の教育機関等に積極的に公開するとともに、障害者の福祉向上や高齢者の生活支援のために活用する。</p>	<p>2 研究に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置</p> <p>○目指すべき研究の方向性 聴覚・視覚障害者を対象とする高等教育機関として、障害者に対する高等教育の内容・方法等に関する研究及び学習・生活支援システムの研究を推進する。</p>
	<p>○大学として重点的に取り組む領域 産業技術及び保健科学に係る研究を進めるとともに、聴覚・視覚障害者に対する教育方法、支援方法、教育機器、教材、障害補償システム、教育支援システムについて研究開発を推進する。さらに、西洋医学と漢方、鍼灸を含む東洋医学を統合した国際的なレベルの研究を推進する。</p>
	<p>○成果の社会への還元に関する具体的方策 聴覚・視覚障害者のための教育に関する研究成果については、障害者高等教育研究支援センター等の整備・充実を図ることにより、関係教育機関に還元する。また、障害者の福祉向上や高齢者の生活支援に結びつく研究成果については、関係企業と連携して、積極的に実用化を目指す。</p>
	<p>○研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 評価委員会において、他大学や世界の研究業績を調査し、各教員及び研究チームの研究水準の目標設定を検討する。また、全教員の研究活動及び成果をまとめ、情報発信に努める。</p>
<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標</p> <p>筑波技術大学の特色を踏まえた重点研究プロジェクトを設定し、人材、資金、施設などを重点配分する。 また、評価委員会による評価結果を研究費の配分や人事制度に反映させる。</p>	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</p> <p>○適切な研究者等の配置に関する具体的方策 大学としての重点研究プロジェクトを設定し、併任、研究員委嘱等により、学部・センター・学科・系を越えた研究ユニットを編成して研究を推進する。</p>
	<p>○研究資金の配分システムに関する具体的方策 大学の特色を踏まえた重点研究プロジェクトに研究資金を重点的に配分する。</p>

	<p>○研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策</p> <p>研究室，実習室等の設備・利用状況をチェックし，研究スペースの配分の適正化を図り，重点研究プロジェクトのための研究施設を確保する。設備・備品のリスト，利用状況等を学内に公表し，これらの適正な運用を図る。</p>
	<p>○知的財産の創出，取得，管理及び活用に関する具体的方策</p> <p>教員の取得した特許，開発したシステム等については，産業界と協力して実用化を目指す。特に障害者支援機器等に関して特許取得を目指す。</p>
	<p>○研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策</p> <p>評価委員会の評価結果をもとに研究内容・方針・体制の見直しを行うとともに，評価結果を研究費配分，昇格人事等に活用する。</p>
	<p>○全国共同研究，学内共同研究等に関する具体的方策</p> <p>障害者教育及び支援に関する国際的・全国的な研究会を開催し，共同研究を進めるとともに，客員研究員制度等を活用し，研究者を招聘する。</p>
	<p>○研究実施体制等に関する特記事項</p> <p>総合的な聴覚・視覚情報保障の研究開発及び普及のため，聴覚障害系と視覚障害系が一体的な取り組みのできる環境の整備を図り，障害者高等教育研究支援センターを全国共同利用型の研究施設に拡充し，研究実施体制の充実を図ることを目指す。また，東西統合医学に関する国際的な研究を行う。</p>
<p>3 その他の目標</p> <p>(1) 社会との連携，国際交流等に関する目標</p> <p>他大学や地域社会等と連携し，聴覚・視覚障害者に係る教育支援を行うとともに，障害補償機器の開発成果を公表する。諸外国の教育機関と連携して障害者に係る教育研究に関する国際交流を推進し，その中核としての役割を果たす。</p>	<p>3 その他の目標を達成するための措置</p> <p>(1) 社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置</p> <p>○地域社会との連携・協力，社会サービス等に係る具体的方策</p> <p>聴覚・視覚障害者に係る教育機器，障害補償システムの研究開発を図り，成果を公開するとともに，点訳者及び手話通訳者の育成，公開講座，研修会等を実施する。また，地域住民，聴覚・視覚障害関係者に対する図書や障害関係資料の利用促進を図る。</p>

	<p>○産学官連携の推進に関する具体的方策 関係機関と連携して産学交流会やシンポジウムを開催し、新技術の開発、特許取得、製品化を積極的に進める。</p>
	<p>○他大学等との連携・支援に関する具体的方策 教材や教育支援システムの開発等を通して、聴覚・視覚障害者の教育方法の改善に資するとともに、ニーズに応じて他大学及び初等中等教育機関等への情報提供、教育相談などを進める。 さらに、開発した支援機器を用いて、他大学等で学ぶ聴覚・視覚障害学生並びに学会等に参加・発表する聴覚・視覚障害者への支援を行い、両障害者の社会進出に貢献する。 また、聴覚・視覚障害者支援に関する全国的な大学ネットワーク作りの中核となり、支援の拡大・普及を図る。</p>
	<p>○留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策 諸外国の障害者教育に係る大学と国際交流を進める。 また、国際交流協定締結大学等を中心に教員及び職員の交流を推進するとともに、留学生の派遣・受け入れ、障害者国際大学連合(PEN-International)による学生交流、国際シンポジウムの開催等により、教育・研究に関する国際交流を推進する。</p>
	<p>○教育研究活動に関連した 国際貢献に関する具体的方策 国際交流協定締結大学等との間で国際会議・研究会を行うとともに、インターネット等で障害者教育支援の範囲を海外に広げる。平成18年には、本学においてアジア太平洋地域聴覚障害問題会議（APCD2006）を開催するとともに、アジア地域の障害者高等教育機関との連携を強化し、支援活動の充実を図る。国際的にも聴覚・視覚障害者教育支援活動における中核的役割を果たす。</p>
<p>(2) 保健科学部附属東西医学統合医療センターに関する目標</p> <p>高度な専門性を有するとともに、患者の立場に立った医療を行える鍼灸臨床実習の場として充実するとともに経営の効率化を図る。 また、東西医学を統合した研究と診療、施術を通して地域医療の向上に貢献する。</p>	<p>(2) 保健科学部附属東西医学統合医療センターに関する目標を達成するための措置</p> <p>○良質な医療人養成の具体的方策 学生個々の能力や障害の程度に応じたより質の高い臨床実習の在り方を検討し、患者の立場に立った施術を行える鍼灸師の養成を目指す。また、鍼灸師・医療従事者の卒後教育についても、その在り方の検討を行う。</p>

	<p>○医療サービスの向上や経営の効率化に関する具体的方策 需要の多い診療科目の診療時間の延長等を検討するとともに、地域の需要に応じた健康講座の開催や健康相談の実施など、患者サービスの向上を図る。また、医療事務の効率化を図る。</p>
	<p>○適切な医療従事者等の配置に関する具体的方策 地域医療機関としてより積極的な役割を果たすため、医師・鍼灸師等の診療体制の強化や事務体制の整備など、患者のニーズにあった診療体制の充実、整備を検討する。</p>
	<p>○東西医学を統合した研究と診療、施術に関する具体的方策 教育研究に係る診療の場として機能するとともに、西洋医学と東洋医学を統合した研究と診療、施術を開発し、地域医療に貢献する。</p>
<p>Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標</p> <p>学長のリーダーシップの下で、大学を効率的・機動的に運営できる体制を充実するとともに、大学構成員の持つ幅広い意見や学外者の専門的な意見の取り入れを可能とするシステム、限られた資源をより効果的に活用できるシステムの充実を目指す。</p>	<p>Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>○全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策 学長がリーダーシップを発揮することを可能にするために、経営、教育研究等を分掌する複数の理事を設置するとともに、学長、理事等で構成する学内調整組織を置き、学長の求めに応じて大学運営上の助言等を行うなど、学長補佐体制の強化を図る。 戦略的な学内資源配分を行うため、一定比率を競争的教育研究経費等として措置する。</p>
	<p>○運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策 大学運営についての意思形成を円滑に行うために、学内調整組織において、役員会、経営協議会、教育研究評議会で審議する事項の整理及びその他の全学的な事項についての調整を行う。</p>
	<p>○部局長等を中心とした機動的・戦略的な部局等運営に関する具体的方策 各部局の長が機動的・戦略的に当該部局を運営することを可能にするための方策を検討するとともに、教員、事務組織により部局長を補佐する体制を強化する。</p>
	<p>○教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策 専門的知識を有する人材を育成するとともに、大学運営にかかる企画立案等に積極的に参画し得るシステム作りを進める。</p>

	<p>○全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策 各部局への資源配分は、大学全体の戦略を踏まえた方針及び部局に対する評価に基づいて算定する。また、戦略的な資源運用を実現するため、一定比率を学内共通経費として留保するとともに、受益者負担制度等、コスト意識の向上を促すシステムの導入を図る。</p>
	<p>○学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策 必要に応じて有識者・専門家に委嘱し、専門的見地等からの助言を得て大学運営に反映する。</p>
	<p>○内部監査機能の充実に関する具体的方策 研修等により監査担当者の資質向上を図るとともに、内部監査の手法を確立し、日常的な内部牽制を含め、財務会計全般について効率的、効果的な内部監査を行う。</p>
	<p>○国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策 近隣の国立大学法人等と事務職員の人事交流を図るとともに、職員研修の充実に努める。</p>
<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標</p> <p>我が国唯一の聴覚・視覚障害者のための高等教育機関として、研究者及び高度専門職業人の養成などに対応するための大学院設置を視野に教育研究組織の見直しを進める。</p>	<p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置</p> <p>○教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策 中期計画や各部局の評価等を踏まえて組織の設置や再編についての方針を策定する。</p>
	<p>○教育研究組織の見直しの方向性 聴覚・視覚障害者に対する高等教育に関し教育研究の充実と社会環境の変化や社会的要請に応えるために、教育研究組織の検討を進める。 また、大学院及び理療科の教員養成に対応する教育研究組織の設置についても、検討を進める。</p>
<p>3 人事の適正化に関する目標</p> <p>聴覚・視覚障害者に対する高等教育とそれに関連する研究等を担う多彩な人材を確保するために、教員構成の多様性、勤務体制の柔軟性を可能にする人事制度を構築するとともに、教職員の能力・業績を適切に反映させる評価システムの構築を目指す。 「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定）におい</p>	<p>3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <p>○人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策 教育業績、研究業績、大学運営参加実績、社会的貢献等、多様な活動について、多面的かつ公正な評価基準に基づいて評価し、昇格、昇進等の処遇に適切に反映させる。</p>

<p>て示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。</p>	
	<p>○柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策 国内外の優秀な人材の採用を可能とする弾力的な教員採用方法を工夫するとともに、教員の勤務時間等の在り方を検討する。</p>
	<p>○教員の流動性向上に関する具体的方策 公募制の拡充や他の障害者教育関連の大学・研究機関等との人事交流を図る。</p>
	<p>○外国人・女性・障害者等の教員採用の促進に関する具体的方策 本学の特性に鑑み、障害者の教員採用に積極的に取り組むとともに外国人及び女性の教員採用についても促進に努める。</p>
	<p>○事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策 近隣の大学との連携の下に事務職員の採用・人事交流を行うとともに、事務職員・技術職員等の質の向上に努める。</p>
	<p>○中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策 各教育研究活動、業務活動について人的資源の活用状況の観点からの見直し評価を行うとともに、合理化が可能と判断される活動については人員削減を行い、新規重点目標等の遂行に必要な要員を確保する。 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。</p>
<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標</p> <p>事務組織全般にわたり業務を精査し、事務処理の一層の効率化・合理化を図るとともに、新たに必要となる機能の充実を図る。</p>	<p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>○事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策 情報化の推進、アウトソーシング等により、事務処理の合理化・効率化を実現するとともに、企画立案機能等、新たに必要となる機能の充実を図る。</p>
	<p>○複数大学による共同業務処理に関する具体的方策 近隣の大学等との共同研修の実施、大学間協約等に基づく人事交流を促進する。</p>
	<p>○業務のアウトソーシング等に関する具体的方策 各業務について、業務の効率化、経費の節減、人員の適正配置の観点から見直しを図り、アウトソーシングが適切と判断されるものについては、積極的に導入を図っていく。</p>

<p>IV 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金その他自己収入の増加に関する目標</p> <p>積極的な外部資金の獲得を推進し、研究活動の活性化を図る。 また、施設の地域開放、公開講座の実施などにより、自己収入の増加に努める。</p>	<p>III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金その他自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>○科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策 外部研究資金の獲得を促進するための研究支援システムを確立し、関係情報の収集・提供及び獲得のための助言を行う。</p> <p>○収入を伴う事業の実施に関する具体的方策</p> <p>① 教育研究の成果を公開講座等により地域住民に還元する。 ② 地域・企業等と連携を強化し、教育研究の成果の活用を図る。 ③ 学内の施設・設備を積極的に地域住民等に開放する。</p>
<p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>事務・事業・組織等の見直し、外部委託の見直しとその推進、調達コストの削減等を通じ、経費の節減合理化を図る。併せて、教職員のコストに関する意識を高める。</p>	<p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>○管理的経費の抑制に関する具体的方策</p> <p>① 光熱水料の節減、業務内容の見直し、外部委託の促進、管理部門及び教育研究部門におけるペーパーレス化の推進など、業務の効率化に努める。</p> <p>② 定期的にセグメントごとのコスト分析を行うとともに、その結果を周知徹底して、コスト意識の改革を図る。</p>
<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>施設の有効活用を促進するための効率的かつ体系的な管理体制を整備する。さらに施設の防災・防犯管理体制の強化、地域への積極的な公開を図る。</p>	<p>3 資産の運用管理の改善に関する目標</p> <p>○資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策</p> <p>① 資産の運用については、専門家等の助言を得ながら、効率的・効果的な運用を図る。 ② 施設・設備等については、既設施設の共同利用等による有効活用を図る。</p>
<p>V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>多様性、透明性のある自己点検・評価システムによる自己点検・評価を行う。また、評価結果を教育研究、組織運営の継続的改善に反映させることにより、大学の継続的な質的向上の促進、社会への説明責任を果たす。</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <p>○自己点検・評価の改善に関する具体的方策 教育研究の活性化、組織運営の効率化に反映させるため、多様性、透明性のある新たな自己点検・評価システムの構築及び実施体制を整備し、大学の継続的な質的向上を促進し、社会への説明責任を果たす。</p>

	<p>○評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 自己点検・評価及び国立大学法人評価委員会の評価結果を公表し、各専門分野の高等教育関係者、障害団体関係者及び障害教育関係者等から幅広く意見を求めるとともに、外部からの意見を参考に、大学運営の継続的改善を推進する。</p>
<p>2 情報公開等の推進に関する目標</p> <p>広報紙，ホームページ，外部の広報媒体等を活用し，教育研究活動，学生生活等の大学情報の積極的な発信に努め，より一層の広報活動の充実を図る。</p>	<p>2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <p>○大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策 教育研究活動の状況・知的情報を一元的に把握できるデータベース化を推進し，社会の求めに応じて適切に提供できる体制の整備を図る。 広報紙，ホームページ等の点検・見直しを行うとともに，外部の広報媒体を活用し，社会が求める情報を迅速に，かつ，積極的に提供する。</p>
<p>VI その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備等に関する目標</p> <p>施設設備を全学の共有財産として位置づけた有効活用を目指し，定期的な点検評価を行い，4年制大学化など教育研究組織の転換及び施設の老朽，狭隘等に計画的かつ効率的に対応できる施設整備を行う。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置</p> <p>○施設等の整備に関する具体的方策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 施設の老朽化の点検を行い，補修計画を策定し，計画的な修繕計画を策定する。 ② 校舎，学生寄宿舍等について，聴覚・視覚障害者のための教育研究・生活環境としてのバリアフリー化，安全性，情報保障に関する見直しを行い，実情に即した整備改善計画を策定し，実行可能なものから整備を行う。 ③ 本学の教育研究上，新たに必要となる施設設備を計画的に整備する。 ④ 学内情報ネットワークの整備計画及び管理運営に関する方策を策定する。 ⑤ 4年制化に伴い，障害の特性に配慮した整備改善計画のもとに学生寄宿舍の増築計画を策定する。
	<p>○施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① キャンパス内の全ての施設・設備について，利用状況を点検評価することにより，有効活用を図る。 ② 占有的に利用するスペース等については，受益者負担制度等の導入など，コスト意識の向上策を検討する。

<p>2 安全管理に関する目標</p> <p>学内における安全管理体制を構築し，安全管理に関する研修の実施，教職員・学生の健康管理，事故防止対策の充実を目指す。また，情報セキュリティ対策や個人情報保護の充実を図る。</p>	<p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <p>○労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策</p> <p>① 教職員の健康安全管理，事故防止のためのマニュアルの作成，研修の実施などにより，教職員の意識の啓発等を図る。</p> <p>② 情報システムへの不正アクセス等に対応するセキュリティ対策や個人情報保護の充実に努める。</p>
	<p>○学生等の安全確保等に関する具体的方策</p> <p>聴覚・視覚障害学生に対する，健康管理，緊急時の情報伝達・避難体制等に配慮した安全管理，事故防止マニュアルを作成するとともに，定期的に防災訓練を実施するなど，学生の安全確保について周知・徹底を図る。</p>

VI 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算

平成17年度～平成21年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	10,293
施設整備費補助金	0
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	69
自己収入	1,232
授業料及び入学金検定料収入	603
附属病院収入	473
財産処分収入	0
雑収入	156
産学連携等研究収入及び寄付金収入等	94
長期借入金収入	0
計	11,688
支出	
業務費	11,500
教育研究経費	7,892
診療経費	448
一般管理費	3,160
施設整備費	69
船舶建造費	0
産学連携等研究経費及び寄付金事業費等	94
長期借入金償還金	25
計	11,688

[人件費の見積り]

中期目標期間中総額8,181百万円を支出する。(退職手当は除く)

注) 人件費の見積りについては、18年度以降は17年度の人件費見積り額を踏まえ試算している。

注) 退職手当については、国立大学法人筑波技術大学退職手当規程に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

[運営費交付金の算定ルール]

○ 毎事業年度に交付する運営費交付金については、以下の事業区分に基づき、それぞれの対応する数式により算定したもので決定する。

I [学部教育等標準運営費交付金対象事業費]

- ①「一般管理費」：管理運営に必要な職員（役員含む）の人件費相当額及び管理運営経費の総額。L (y - 1) は直前の事業年度におけるL (y)。
- ②「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究に必要な設置基準上の教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。(D (x) は、設置基準に基づく教員にかかる給与費相当額。)
- ③「教育等施設基盤経費」：教育研究等を実施するための基盤となる施設の維持保全に必要となる経費。F (y - 1) は直前の事業年度におけるF (y)。

[学部教育等標準運営費交付金対象収入]

- ④「入学料収入」：当該事業年度における入学定員数に入学料標準額を乗じた額。(平成15年度入学料免除率で算出される免除相当額については除外)
- ⑤「授業料収入」：当該事業年度における収容定員数に授業料標準額を乗じた額。(平成15年度授業料免除率で算出される免除相当額については除外)

II [特定運営費交付金対象事業費]

- ⑥「学部・大学院教育研究経費」：学部・大学院の教育研究活動の実態に応じ必要となる教職員の人件費相当額及び教育研究経費の総額。D (y - 1) は直前の事業年度におけるD (y)。
- ⑦「教育研究診療経費」：附属診療所の教育研究診療活動に必要な教職員の人件費相当額及び教育研究診療経費の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
- ⑧「附属施設等経費」：附属施設の研究活動に必要な教職員の人件費相当額及び事業経費の総額。E (y - 1) は直前の事業年度におけるE (y)。
- ⑨「特別教育研究経費」：特別教育研究経費として、当該事業年度において措置する経費。
- ⑩「特殊要因経費」：特殊要因経費として、当該事業年度に措置する経費。

[特定運営費交付金対象収入]

- ⑩ 「その他収入」：検定料収入，入学生収入（入学生定員超過分），授業料収入（収容定員超過分），雑収入。平成17年度予算額（旧筑波技術短期大学に係る額を含む。）を基準とし，中期計画期間中は同額。

Ⅲ [附属病院運営費交付金対象事業費]

- ⑫ 「一般診療経費」：附属診療所の一般診療活動に必要となる人件費相当額及び一般診療経費の総額。旧筑波技術短期大学に適用した平成16年度予算額を基準とし，中期計画期間中は同額。
- ⑬ 「債務償還経費」：債務償還経費として，当該事業年度において措置する経費。
- ⑭ 「附属病院特殊要因経費」：附属病院特殊要因経費として，当該事業年度に措置する経費。

[附属病院運営費交付金対象収入]

- ⑮ 「附属病院収入」：附属病院収入。J (y - 1) は直前の事業年度における J (y)。

$$\text{運営費交付金} = A(y) + B(y) + C(y)$$

1. 毎事業年度の教育研究経費にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については，以下の数式により決定する。

$$A(y) = D(y) + E(y) + F(y) + G(y) - H(y)$$

$$(1) D(y) = \{D(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) - D(x)\} \times \alpha(\text{係数}) + D(x)$$

$$(2) E(y) = E(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(3) F(y) = F(y-1) \times \alpha(\text{係数}) \pm \varepsilon(\text{施設面積調整額})$$

$$(4) G(y) = G(y)$$

$$(5) H(y) = H(y)$$

D (y) : 学部・大学院教育研究経費 (②, ⑥), を対象。

E (y) : 教育研究診療経費 (⑦), 附属施設等経費 (⑧) を対象。

F (y) : 教育等施設基盤経費 (③) を対象。

G (y) : 特別教育研究経費 (⑨) を対象。

H (y) : 入学生収入 (④), 授業料収入 (⑤), その他収入 (⑩) を対象。

2. 毎事業年度の診療経費にかかる附属病院運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = I(y) - J(y)$$

$$(1) I(y) = I(y)$$

$$(2) J(y) = J(y-1) + K(y)$$

$$[K(y) = J'(y) \times \lambda(\text{係数}) - J'(y)]$$

[その他] 附属病院運営費交付金算定ルールは、診療分の運営費交付金を受ける場合のみ適用。

I(y) : 一般診療経費 (⑫)、債務償還経費 (⑬)、附属病院特殊要因経費 (⑭) を対象。

J(y) : 附属病院収入 (⑮) を対象。(J'(y)) は、旧筑波技術短期大学に適用した平成16年度附属病院収入予算額。K(y) は、「経営改善額」。

3. 毎事業年度の一般管理費等にかかる学部教育等標準運営費交付金及び特定運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$C(y) = L(y) + M(y)$$

$$(1) L(y) = L(y-1) \times \alpha(\text{係数})$$

$$(2) M(y) = M(y)$$

L(y) : 一般管理費 (①) を対象。

M(y) : 特殊要因経費 (⑩) を対象。

【 諸 係 数 】

α (アルファ) : 効率化係数。△1%とする。

β (ベータ) : 教育研究政策係数。物価動向等の社会経済情勢等及び教育研究上の必要性を総合的に勘案して必要に応じ運用するための係数。

各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

なお、物価動向等の社会経済情勢等を総合的に勘案した係数を運用する場合には、一般管理経費についても必要に応じ同様の調整を行う。

γ (ガンマ) : 教育研究組織係数。学部・大学院等の組織整備に対応するための係数。各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

- ε (イプシロン) : 施設面積調整額。施設の経年別保有面積の変動に対応するための調整額。
各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な調整額を決定。
- λ (ラムダ) : 経営改善係数。2%とする。平成18年度以降、中期計画期間中に相当程度の収支改善を求めるための係数。
- 注) 運営費交付金は上記算定ルールに基づき、一定の仮定の下に算定されたものであり、各事業年度の運営費交付金については、予算編成過程においてルールを適用して再計算され、決定される。
なお、運営費交付金で措置される「特別教育研究経費」「特殊要因経費」については、18年度以降は17年度予算額(旧筑波技術短期大学に係る額を含む。)と同額として試算しているが、教育研究の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程において決定される。
- 注) 平成18年度の運営費交付金の算定における平成17年度の計数であるD(y-1), E(y-1), F(y-1), J(y-1), L(y-1)には、旧筑波技術短期大学に係る平成17年度のそれぞれの計数を含む。
- 注) 国立大学財務・経営センター施設費交付金は、「施設・設備に関する計画」に記載した額を計上している。
- 注) 自己収入、産学連携等研究収入及び寄附金収入等については、18年度以降は17年度予算額(旧筑波技術短期大学に係る額を含む。)と同額として試算した収入予定額を計上している。
- 注) 産学連携等研究収入及び寄付金収入等は、著作権及び特許権等収入を含む。
- 注) 業務費については、18年度以降の効率化係数を勘案して試算した支出予定額を計上している。
- 注) 産学連携等研究経費及び寄付金事業費等は、産学連携等研究収入及び寄付金収入等により行われる事業経費を計上している。
- 注) 長期借入金償還金については、償還計画に基づく所要額を計上している。
- 注) 運営費交付金算定ルールに基づく試算において「教育研究政策係数」「教育研究組織係数」は1とし、また、「施設面積調整額」については、面積調整はないものとして試算している。
- 注) 「旧筑波技術短期大学」とは、国立大学法人法の一部を改正する法律(平成17年法律第49号)附則第5条第1項の規定により解散した国立大学法人筑波技術短期大学をいう。

2 収支計画

平成17年度～平成21年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	11,442
経常費用	11,442
業務費	10,679
教育研究経費	1,698
診療経費	373
受託研究費等	7
役員人件費	158
教員人件費	5,816
職員人件費	2,627
一般管理費	442
財務費用	3
雑損	0
減価償却費	318
臨時損失	0
収入の部	11,472
経常収益	11,472
運営費交付金	9,997
授業料収益	322
入学金収益	117
検定料収益	14
附属病院収益	473
受託研究等収益	7
寄付金収益	83
財務収益	0
雑益	156
資産見返運営交付金戻入	170
資産見返寄附金戻入	3
資産見返物品受贈額戻入	130
臨時利益	0
純利益	30
総利益	30

注) 受託研究費等は、受託事業費、共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は、受託事業収益、共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3 資金計画

平成17年度～平成21年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	11,716
業務活動による支出	11,121
投資活動による支出	542
財務活動による支出	25
次期中期目標期間への繰越金	28
資金収入	11,716
業務活動による収入	11,619
運営費交付金による収入	10,293
授業料及び入学金検定料による収入	603
附属病院収入	473
受託研究等収入	7
寄付金収入	87
その他の収入	156
投資活動による収入	69
施設費による収入	69
その他の収入	0
財務活動による収入	0
旧筑波技術短期大学から承継した現金	28

注) 「旧筑波技術短期大学」とは、国立大学法人法の一部を改正する法律(平成17年法律第49号)附則第5条第1項の規定により解散した国立大学法人筑波技術短期大学をいう。

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

6億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画はない。

IX 剰余金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の充実に充てる。

X その他

1. 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（百万円）	財 源
・小規模改修	総 額 69	国立大学財務・経営センター 施設費交付金（69）

(注1) 金額については見込であり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

(注2) 小規模改修について18年度以降は17年度同額として試算している。
なお、各事業年度の施設整備補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。

2. 人事に関する計画

教員については、公募制の拡充や他の障害者教育関連の大学・研究機関等との人事交流を図る。また、事務職員等については、近隣の大学との連携の下に採用・人事交流を行うとともに、事務職員・技術職員等の質の向上に努める。

(参考) 中期計画期間中の人件費総額見込み 8,181百万円
(退職手当を除く)

3. 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担

(長期借入金)

(単位：百万円)

財源	年度	H17	H18	H19	H20	H21	中期目標	次期以降	総債務
							期間小計	償還額	償還額
長期借入金		1	1	1	1	1	5	11	16
償還金									

別表

学	産業技術学部
部	保健科学部

(収容定員)

平成 17 年度	短期大学部	270 人
平成 18 年度	産業技術学部	50 人
	保健科学部	40 人
平成 19 年度	短期大学部	180 人
	産業技術学部	100 人
	保健科学部	80 人
平成 20 年度	短期大学部	90 人
	産業技術学部	150 人
平成 21 年度	保健科学部	120 人
	産業技術学部	200 人
平成 21 年度	保健科学部	160 人

別表